

## 第3章 介護保険制度の改正

### 1 地域における質の高い医療・介護の効率的な提供に向けた改正

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年5月公布）により、健康保険法や介護保険法等の関係法が改正され、令和6年4月1日以降、順次施行されます。

介護保険制度では、「介護情報基盤の整備」、「介護サービス事業者の財務状況等の見える化」、「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務」、「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」及び「地域包括支援センターの体制整備等」の改正が行われました。

#### （1）介護情報基盤の整備

被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置づけて実施することとされました。

#### （2）介護サービス事業者の財務状況等の見える化

国において、介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析する体制を整備することとされました。

#### （3）介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組みに係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組みを推進することとされました。

#### （4）看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律に位置づけ、サービス拠点での「通い」や「泊まり」において、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療上の補助）が含まれる旨を明確化することとされました。

#### （5）地域包括支援センターの体制整備等

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ることとされました。

## 2 制度の持続可能性の確保に向けた改正

### (1) 第1号被保険者保険料の標準段階等について

介護保険制度の持続可能性を確保するなどの観点から、国が定める標準段階等について、9段階から13段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等が行われます。

### (2) 介護老人保健施設等の多床室に係る室料負担について

特別養護老人ホームのみ室料負担を求めている多床室について、在宅でサービスを受ける人との負担の公平性や介護保険施設の機能等を踏まえ、介護老人保健施設と介護医療院の一部についても、令和7年8月から新たに室料負担（月額8千円程度）が導入されます。ただし、対象となる入所者のうち利用者負担第1～3段階の人については、補足給付により利用者負担が増えないこととされています。

### (3) 基準費用額（居住費）について

近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点から、令和6年8月より、基準費用額（居住費）が増額されます（1日あたり60円）。ただし、従来から補足給付における負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、その利用者負担は増えないようにすることとされています。